

**「大山崎町手話言語及び聞こえに障害（障がい）のある人のコミュニケーション手段の促進と
聞こえの共生社会の実現を目指す条例（案）」に対するパブリックコメント結果**

実施期間：令和2年12月7日～令和3年1月8日

意見件数：18人（35件）

No.	意見概要	町の考え方	修正内容
1	健聴者は、聞こえることの有り難さ、素晴らしさを認識することにより、聞こえに障がいのある人に対する「思いやり」が育まれる。幼少の頃から「他人を思いやる心」を育む教育をすべき。健常が当たり前ではないことを認識し、他人を、そしていろいろな障がいのある人を思いやる心を育む教育が必要ではないか。	幼少期からの教育の重要性は認識するところです。今後の具体的な施策につきましては、本条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
2	①数名の正規手話通訳職員の採用をお願いしたい。 ②子供たちが、保育所・幼稚園から手話が学べるような機会を増やして手話が言語であるということ、手話を広めるための底辺を広げて欲しい。	手話の普及において、通訳者の重要性は認識するところです。また、幼少期からの教育の重要性も認識するところです。今後の具体的な施策につきましては、本条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
3	近所の聴覚障がい者と接し、何か手伝えること・できる事はないか、話すことはできないかと手話教室に参加。いちばん嬉しかったことは手話で話ができたと。	これまで開催してきた町手話教室を継続して実施してまいります。	無
4	①役場や学校等の職員が簡単な手話ができる様に研修を必須として、聞こえに障害のある人がいつでも本人の希望するコミュニケーション手段で対応ができるようにしてほしい。 ②災害時に避難所で聴覚障がい者が取り残されないように、避難所スタッフの知識啓発や備品準備等の対応をしてほしい。	手話および聞こえに障がいのある人のコミュニケーション手段の普及の具体的な方法につきましては、本条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
5	聴覚障がいは見てわからない難しい障がい。当事者から「聞こえない」ことを伝えなければならない現状がある。この条例が施行され聴覚障がいについて町民の理解が深まり、広まることで暮らしやすい町になることを期待する。	聞こえの障がいの有無によって分け隔てられることない共生社会の実現に向けて、様々な機会を通じて啓発してまいります。	無
6	手話の普及において、通訳者は必要不可欠な存在。通訳者を増やす為にも、通訳者身分保障の改善について条文化してほしい。	手話の普及において、通訳者の重要性は認識するところです。今後の具体的な施策につきましては、本条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
7	中等度難聴者。補聴器をつけていれば健聴者と同じように聞こえると思われがち。聞こえの程度や言葉を聞き分ける力など、一人ひとり違いがあることを理解してもらうのは難しい。条例がなくとも、誰もが互いを理解し、違いを認め合うことのできる社会であって欲しい。聞こえの共生社会の実現に期待する。	障がいの多様な特性に応じたコミュニケーション手段の普及を図ると共に、聞こえの障がいについての理解を深めるため、様々な機会を通じて啓発してまいります。	無
8	大山崎町の、聞こえに障害のある方たちにとって、かけがえのない条例となるように。	条例の趣旨に沿って実効性のある施策を検討してまいります。	無
9	①現在の音声中心の情報社会では、聴覚障害が故に情報が得られにくく、社会活動への参加が大幅に制約されていることから (案)1行目「…文化を創造し、 <u>社会活動</u> に参加する上で…」と社会活動を加えて欲しい。 ②前文12行目 「害」を「克服すべきバリア」に。 ③前文下から3行目に …や筆談、 <u>触手話</u> など…。「触手話」を追記してほしい。	①社会活動に参加する上で言語は不可欠なものです。当該箇所は「人類の発展に寄与」という広義の一文であるため、原案どおりとさせていただきます。 ②検討委員会において論議を重ねた部分であり、「障害（障がい）」の表記についての考え方を示している部分であるため、原案どおりとさせていただきます。 ③「聞こえに障がいのある人のコミュニケーション手段」について、例示されていない手段を省くものではありません。ご指摘のとおり、多様な障害（障がい）特性に応じたコミュニケーション手段を指しているものです。	無
10	①施設に、ヒアリンググループがあれば良い。 ②補聴器の電池無料化をお願いしたい。	本条例は手話言語及び聞こえに障がいのある人のコミュニケーション手段の普及と促進を目的としたものであり、今後の具体的な施策につきましては、本条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
11	小中学生に、外見からはわからない聴覚障がいや、コミュニケーション手段について学んでほしい。障がいの有無にかかわらず、思いやりを持った手助けが当たり前であることを学んで欲しい。	幼少期からの教育の重要性は認識するところです。今後の具体的な施策につきましては、本条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
12	①国の制度では、障がい者手帳に該当するのが、70デシベル以上。デシベル40台で音は聞こえるが、音声としては意味が解らない。そんな場合でも手帳に該当できるようにしてほしい。 ②手帳があっても補聴器購入の補助金額が低い。価格の80%位補助してほしい。	障害者手帳交付につきまして身体障害者福祉法における身体障害認定基準に基づき、京都府が決定を行っております。補装具助成につきましても障害者総合支援法に規定される基準に基づいています。今後、様々な機会を通じて働きかけを行ってまいります。	無

No.	意見概要	町の考え方	修正内容
13	①コロナ禍において、手話通訳者の感染防止手段として情報通信機器を利用した手話通訳も有効。遠隔手話通訳が利用できるようタブレットなどを設置してほしい。 ②意思疎通支援者の養成・確保のため、町民だけでなく役場職員が手話やろう者について学んでほしい。	具体的施策につきましては、条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
14	幼い頃から多様なコミュニケーション手段に慣れ親しみ、障害の特性を自然と理解できる環境を整え、手話や筆談や要約筆記が珍しいものではなく、誰もが選べるコミュニケーションツールとなって欲しい。	具体的施策につきましては、条例施行後、施策推進懇談会等で検討していく予定です。	無
15	①「コミュニケーション手段の促進」を「・・・手段の <u>利用円滑化の促進</u> 」「・・・手段の <u>普及促進</u> 」というような表現にしては。 ②条例名称の「聞こえの共生社会」は単に「共生社会」でよい。 ③「害」の捉え方について記述があるので（障がい）は不要。 ④前文の下から6行目の文は、大部分が不要。 ⑤第4条（2）「手話言語および聞こえに障害のある人のコミュニケーション手段による <u>意思疎通に関する情報を町民が得る機会を拡大するための施策</u> 」といった言い換えはどうか。 ⑥第4条（3）「聞こえに障害のある人との意思疎通の手段として手話言語及び聞こえに障がいのある人のコミュニケーション手段を町民が容易に選択でき、かつ、使用しやすい環境を構築するための施策」といった言い換えはどうか。 ⑦施策実施のために予算措置についての条文があったほうがよいのではないかと。	①「・・・手段の促進」の具体的な意味は、前文にて述べています。条例名は一定簡潔にしたいという検討委員会の意見も踏まえ、このような表現としています。 ②「共生社会」の表現について、「聞こえに障がいのある人となない人が認め合う社会」という意味を強調して表現しているため、原案どおりとさせていただきます。 ③表記の選択について、検討委員会にて議論を重ねた結果、「障害（障がい）」という表記がこの議論の内容、また社会に伝えたい内容を表しているとの主旨により併記するものです。 ④前文中の「こうした・・・」から始まる文は、本条例制定の目的を述べる文であるため、原案どおりとさせていただきます。 ⑤「意思疎通」や「情報を得る機会の拡大」は「意思疎通の情報を得る機会の拡大」ではなく「意思疎通と情報を得る機会の拡大」の意味です。よって原文どおりとさせていただきます。 ⑥表現方法にかかるとし、「主体は町民である」ことを強調して表現しているため、原案通りとさせていただきます。 ⑦条例第4条の具体的施策の実施については、施策推進懇談会等の会議体を設けて、関係者と協議のうえ検討してまいります。経費の有無に関係なく積極的に取り組むべきものと考えます。その中で経費が必要なものについては当然確保に努めるものであり、本町の他の条例との整合性を保つため、あえて条文化しておりません。	無
16	①条例内で財政措置について明記すべき。 ②聴覚障がいについての知識・手話等に関する情報を容易に入手できる環境の整備が必要。 ③条例に基づいた施策について、定期的・恒常的に関係者と協議できる場が必要。条例にも明記してほしい。	①条例第4条の具体的施策の実施については、施策推進懇談会等の会議体を設けて、関係者と協議のうえ検討してまいります。経費の有無に関係なく積極的に取り組むべきものと考えます。その中で経費が必要なものについては当然確保に努めるものであり、本町の他の条例との整合性を保つため、あえて条文化しておりません。 ②（施策の実施）において包含されているものと考えます。 ③条例に基づいた具体的施策は、施策推進懇談会等の会議体を設けて、関係者と協議のうえ検討していくことといたします。当該会議体については別途、そのあり方を検討し、要綱で定める予定です。そのことを、第4条「総合的かつ計画的に実施」の文言に包含しているものです。	無
17	①（施策の実施）第4条（4）は、地域生活支援事業において実施されている。養成支援の施策を入れるのはなぜ。 ②施策を実施するための「財政措置」と、施策を検討する場の「協議会の設置」を入れて欲しい。	①（施策の実施）第4条（4）は、地域生活支援事業において実施している各養成事業に限ったものではなく、またボランティア的な支援者の確保とも意味合いが異なり、広い意味での「確保」と「養成支援」が必要と考えることから原案どおりとさせていただきます。 ②条例第4条の具体的施策の実施については、施策推進懇談会等の会議体を設けて、関係者と協議のうえ検討してまいります。経費の有無に関係なく積極的に取り組むべきものと考えます。その中で経費が必要なものについては当然確保に努めるものであり、本町の他の条例との整合性を保つため、あえて条文化しておりません。	無
18	①条例名が長く、少し分かりにくいのでは。 ②コミュニケーション手段の箇所に、ヒアリンググループも追加してはどうか。	①条例名につきましては、検討委員会において協議を重ねた結果、条例の趣旨や社会に伝えたい内容がすべて盛り込まれており、最良であるとの判断に至りました。よって、原案どおりとさせていただきます。 ②前文の「その多様な障害（障がい）の特性に応じたコミュニケーション手段」の中に、ヒアリンググループを利用することも包含されていると考えます。	無